



栃木県公報

平成28年
8月5日(金)
号外
第56号

目次

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集	1
○同	2

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成28年8月5日

栃木県知事 福田 富一

- 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - 名称
栃木県防災館
 - 所在地
栃木県宇都宮市中里町248
 - 設置の目的
県民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図り、もって安全な環境の確保に資する。
 - 規模等
鉄骨鉄筋コンクリート造平屋一部2階建
敷地面積2,956㎡、延床面積1,238㎡
- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - 管理の基準
開館時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - 業務の範囲
 - 栃木県防災館の施設の維持管理に関すること。
 - 栃木県防災館の運営に関すること。
 - その他附帯する業務を行うこと。
- 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 指定管理者として指定する期間に関する事項
平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。（予定）
- 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県防災館指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 指定申請の受付期間等
平成28年9月5日（月）から同年10月4日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同年10月4日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）
- 担当部局
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館8階北側
栃木県県民生活部消防防災課地域防災担当
電話 028-623-2127 FAX 028-623-2146 E-mail syoubou@pref.tochigi.lg.jp
- その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c02/20160805bousaikan>)

(消防防災課)

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成28年 8月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - (1) 名称
とちぎ青少年センター
 - (2) 所在地
栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
 - (3) 設置の目的
青少年の交流及び社会参加活動を支援し、もって青少年の健全な育成を図る。
 - (4) 規模等
鉄筋コンクリート造地上3階
敷地面積9,465.79㎡、延床面積2,488.25㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - (1) 管理の基準
利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - (2) 業務の範囲
 - ① とちぎ青少年センターの施設の維持管理に関すること。
 - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
 - ③ とちぎ青少年センターの運営に関すること。
 - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。（予定）
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基にとちぎ青少年センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等
平成28年9月5日（月）から同年10月4日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同年10月4日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）
- 7 担当部局
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館7階
栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課青少年育成担当
電話 028-623-3075 FAX 028-623-3150 E-mail seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/2016youthc-shitei-koubo.html>)

(人権・青少年男女参画課)